

総合事業における自立生活支援のための見守りの援助について

位置付けのポイント

×…不適切な場合

◆前提◆

自立生活支援のための見守りの援助は、

①自立支援 ②ADLや意欲の向上の観点から ③安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りが ④利用者の日常生活上必要な場合に
身体介護での算定が認められる。

①自立支援

- ・利用者が在宅で、自立した日常生活を続けられるようにするための支援
利用者が一人ですることができるようになることを目的とする。
- ×ただ寝ていたり、座っていたりする利用者に対する単なる見守り
- ×認知症の利用者の話し相手になっているだけ。

②ADLや意欲の向上

- ・ADLや意欲の向上が期待できる利用者であること
- ×意欲・やる気がない利用者に対しての、無理矢理な位置付け

③安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り

- ・実施主体は利用者で、ヘルパーは見守りを行う。
- ×常時介助できる状態で行わない単なる見守り（役割分担）

④日常生活上必要な行為

- ・常時介助できる状態でヘルパーが見守る利用者の行為が、どのようなことであるのか、明確にする。
- ×利用者の行為が単なる趣味嗜好に関わるものである。

決定までのながれ

1. アセスメント

適切なアセスメントを実施し、ADL・IADLの項目ごとに、残存機能の把握をする。
⇒利用者ができること、できないこととその阻害要因を、明確にする。

2. 計画（ケアプランへの位置付け）

- ①目的・目標 ②専門職が関わる必要性 ③利用者の取り組む意思と能力 ④利用者の役割
- ⑤ヘルパーの役割 を意識して、検討する。

- ADL や意欲の向上の観点から、期待する効果を明確に
- 短期間で、評価しやすい目標を設定
- 利用者と共に「行うこと・行わないこと」を区別
(細かい行為ごとに、利用者の無理のない範囲で)
- 利用者や関係者と一緒に考え、共通認識を持つ
- 利用者への説明、利用者の理解・同意が必要

3. 評価

- 効果の検証、ケアプランの見直し
- 目標が達成できた場合、または継続したとしても達成が難しいと判断された場合は、ケアプランを変更
- 介護予防訪問サービス事業所も毎月、モニタリング等で評価、継続の必要性を検証
⇒関係者間で密に連携をとる。

自立生活支援のための見守りの援助の位置付けが不適切
⇒生活支援訪問サービスの位置付けが適切 な例 (パターン)

A) 役割分担

行為ごとに考えて、調理は利用者ができないため、生活支援訪問サービス事業所のヘルパーが行い、掃除は単なる見守り・声かけがあればできるため、利用者が行うなど。

B) 身体状況や住宅状況等の制限があって、利用者が家事等を行えない：長期的に

C) 身体状況的に、利用者が家事等を行えない：一時的に（退院直後など）

最初は生活支援訪問サービスを位置付け、リハビリ系の介護保険サービスで身体状況を改善した後、自立生活支援のための見守りの援助（介護予防訪問サービス）を位置付けるなど。

◆ご案内◆ ご留意願います！

ケアプランに、生活援助に該当するサービス行為しか位置付けられていない場合は、生活支援訪問サービス事業所によりサービス提供されることとなります。

したがって、介護予防訪問サービス事業所の指定（みなし）しかない事業所は、サービス提供できなくなります。

介護支援専門員の方々においては、よくご理解いただいたうえでの、第1号訪問事業事業所の選定をお願いいたします。